第4章 まとめと提言

第4章 まとめと提言

伊藤 民雄

本章では、はじめに、本調査の意義、次に本調査結果とその分析をまとめる。さらに、本調査と先 行研究の比較、最後に、本調査全体から今後の蔵書構成・管理に関する提言を行う。

1 はじめに

全国公共図書館協議会が、2018年度に実施した「公立図書館における蔵書構成・管理に関する実態調査」(以下、「全公図 2018調査」とする)について、改めてその意義4点を確認する。

第1点は、資料選択、いわゆる選書を含む蔵書構成・管理に関する初めての全国調査であったことである。意外と思われるかもしれないが、これまで日本図書館協会を含め全国的な選書の実態調査は行われていなかった。全国公共図書館協議会は1980年代から公立図書館のナショナルプランを実現するアプローチ策として「公共図書館の理論化」を掲げてきた経緯があり、蔵書構成・管理はその格好の題材と思われるが、実現していなかった。また、蔵書構成の一プロセスである資料選択の理論化については、河井弘志、伊藤昭治、根本彰、山本昭和の各氏を中心に、多くの論者たちの間で研究が進められてきたが、全国的な実態調査が行われていないが故、理論としての選書、及び現場の選書の実態が乖離したとも考えられる。

第2点は、都道府県立図書館を含むほぼ全ての公立図書館(=自治体)が回答するため、非常に信頼性の高い調査であることである。本調査の回収率は99.6%である。本調査と同一設問、例えば電子図書館サービス導入の設問がある、電子出版制作・流通協議会が2018年7~8月に行った「電子図書館・電子書籍貸出サービス調査」では、1,005自治体に依頼し、回答数が509、回収率は50.6%であった。また、文部科学省委託研究で、図書館流通センターが2016年に実施した「公立図書館の実態に関する調査」には、資料収集方針の設問があるが、同調査では1,315自治体(3,173館)に依頼し、有効回答数は2,456館で回収率は77%であった。それらと比較しても、非常に回収率の高い調査である、と言えよう。

第3点は、蔵書構成・管理全体を対象とした調査となっていることである。これまで行われてきた 既存調査は、蔵書構成プロセス中の「資料選択」に関わる調査が多く、とりわけ収集方針や選定基準 を明文化しているかどうかが関心の的となっていた。本調査は、蔵書構成の各プロセスである、資料 収集、蔵書評価、除籍、保存、及び共同保存の全てについて、実態を明らかにしようとしたものとなっている。

第4点は、北米における複数の大学図書館を中心にした共同保存・管理体制(シェアード・プリント)を参考に設問を施したことである。シェアード・プリントとは、図書館が所蔵する冊子体(紙媒体)の図書や雑誌を、複数の図書館が共同で保存・管理することを言う。方法としては、各図書館がそれぞれ担当する資料を決め、それを各図書館で責任をもって保存する「分散型」と、各図書館が共同で使える書庫(共同書庫)を用意し、対象となる資料をその書庫へ移送して保存する「集中型」がある。シェアード・プリントと共同書庫の違いは、所有権を保持するか否か、重複調整を行うか否か、保存期間等の意志決定を協定・覚書で行うか否か、である。設問作成前に、編集委員に対しては表 4.1 を配布した。

表 4.1 書庫及び共同保存の種類

保存·管理	種類	目的
単独書庫	学内書庫	保存書庫
		自動化書庫
	遠隔地書庫	保存書庫
共同書庫	集中型	デポジトリ
		リポジトリ
	分散型	

Type	種類	場所	運用(書庫)	所有権	重複調整	意思決定
1	シェアードストレージ	集中	共同書庫(デポジトリ)	保持	しない	各館個別
2	シェアード	集中	共同書庫(リポジトリ)	移譲/共有財産	する	协会、崇書
3	プリント	分散	各館単独書庫	移讓or共有財産		協定•覚書

(参考)

1) 村西明日香. これからの大学図書館における冊子体資料の保存と管理: 北米の事例から. 現代の図書館. 2014, vol. 52, no. 4, p. 195-203.

2) 森石みどり、北米におけるシェアード・プリント WEST及び自動書庫: 資料保存とスペース創出の取り組み、大学の図書館、2015、vol. 34、no. 3、p. 38·43.

2 全公図 2018 調査結果とその分析

全公図 2018 調査の結果、および今年度の分析と事例報告は、収集、蔵書評価、除籍、保存、共同保存の各項目で行っているので、全体を概観してから、各項目を見ていくことにする。

(1) 全体的な蔵書構成方針の明文化状況

都道府県立図書館(47館)の収集、除籍、保存の各方針の明文化状況は、それぞれ47館、22館、17館となっている。市区町村立図書館の方針の明文化状況についても収集と比較して、除籍と保存の各方針は多くない傾向が見られる。

調査対象とした 1,332 市区町村立図書館のうち、回答した 1,326 館について、収集、保存、除籍の各方針を明文化しているか否かを図示したのが図 4.1 である。調査対象自治体に対する収集方針の明文化率は 71.2%と高いが、その一方で除籍方針と保存方針の各明文化率は 46.0%、19.0%と低くなっている。 3 つの方針をすべて明文化しているのは 192 館である。その一方で、収集方針のみ(400 館)、除籍方針のみ(67 館)、保存方針のみ(4 館)と一つの方針だけを明文化している館もある。

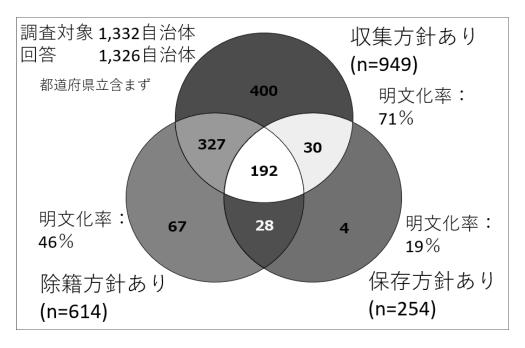


図 4.1 市区町村立図書館の方針明文化状況

(2) 団体種類別の蔵書構成方針の明文化状況

市区町村立図書館を団体種類別の各方針の明文化と公開状況を表 4.2 に示す。特別区図書館と政 令指定都市図書館の各方針の明文化率は比較的高く、公開率も高い。一方で、市立図書館について は収集方針については高いが、除籍・保存の各方針はそれ程高くない。町村立図書館はそれ以下と なっており、団体種類の規模により明文化と公開が低くなる傾向が見られる。

団体種類別	問3(1)回答	収集	うち公開	除籍	うち公開	保存	うち公開	収集(%)	うち	除籍(%)	うち	保存(%)	うち
凹冲俚规剂	(n=1,326)	(n=948)	(n=468)	(n=614)	(n=254)	(n=254)	(n=111)	以朱(%)	公開(%)	休箱(70)	公開(%)	沐1子(70)	公開(%)
特別区	23	21	18	14	11	12	9	91%	86%	61%	79%	52%	75%
政令指定都市	20	20	18	14	11	9	8	100%	90%	70%	79%	45%	89%
市	759	630	324	360	144	143	60	83%	51%	47%	40%	19%	42%
町村	524	278	108	226	88	90	34	53%	39%	43%	39%	17%	38%

表 4.2 団体種類別の各方針の明文化・公開状況、回答館に対する収集率と公開率

(3) 収集方針の全国的な明文化状況とその公開 (第2章-1)

収集方針を明文化している都道府県立図書館は100%、うち公開しているのは68.1%(32館)である。一方、市区町村立図書館については、明文化は71.6%(949館)、うち公開は49.3%である。図4.2と図4.3は、それぞれ都道府県別の回答館全体(n=1,326)に対する市区町村立図書館の全国的な明文化率と公開率を表したものである。9割超の収集方針の明文化率は4県(高い順に石川、大阪、埼玉、沖縄)、8割超は9都県(岡山、栃木、大分、愛知、千葉、東京、鳥取、新潟、岐阜)である。一方、6割超の公開率は3都府県(東京、埼玉、大阪)、5割超は4県(千葉、神奈川、栃木、奈良)である。高明文化率が全国に分散しているのに対し、高公開率は関東に集中している傾向が見られる。

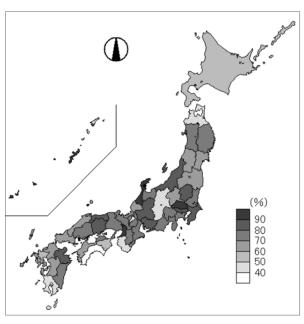


図 4.2 都道府県別市区町村明文化状況

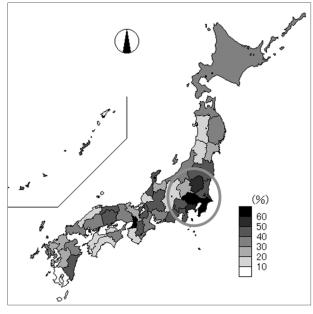


図 4.3 都道府県別市区町村公開状況

(4) 収集方針と選書基準の明文化と収集方針の改定について (第2章-1)

図 4.4 は、市区町村立図書館を対象として、図書館が設置された図書館創設年、収集方針明文化 (策定) 年およびその改定年、選書基準明文化 (策定) 年、の推移を表したものである。図書館創設は 4 つの山が確認できる。1980 年以降に収集方針と選定基準を明文化する図書館の増加が見られるので、収集方針の明文化や公開の奨励が盛り込まれた 1979 年の「図書館の自由に関する宣言」の副文改訂が契機となっているのであろう。選定基準は収集方針より数は少ないが同じような山を描くため、同時期に明文化を行った図書館は多いのだろう。ちょうど図書館創設の 4 つ目のピーク終了後の 2000 年代に収集方針明文化のピークを迎えている。一方で、同方針は 2000 年代から徐々に改定され、2010 年代に入っても改定を行う図書館は多く、収集方針は固定化されたものではなく、その時々のニーズに合わせて改定されていくことを示している。その改定で盛り込まれるのは新規サービスを支える蔵書だと思われる。電子資料については 227 館 (17.1%)、課題解決支援サービスについては 63 館 (4.8%) とそれ程高いとは言えないが、徐々に増えていくのであろう。

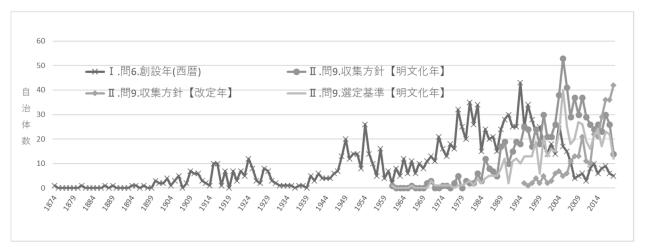


図 4.4 市区町村立図書館 図書館創設、収集方針と選書基準の明文化、収集方針改定の推移 *無回答は含んでいない。また、合併前の自治体の状況は考慮していない。

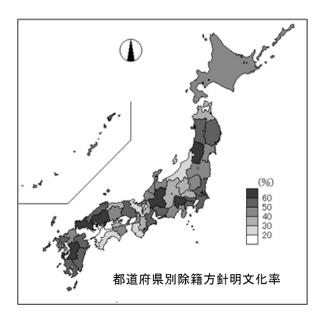
(5) 蔵書評価の実施状況について (第2章-3)

蔵書評価を行っている、以前実施したことがある、実施予定があると回答した都道府県立図書館、 市区町村立図書館はともに3割程度に留まった。残り7割は行ったこともなく、今後も予定はない としている。今回の調査では、実施しない理由は尋ねていないが、誰が評価するのか(評価者)、何 を評価するのか(評価内容)、どのように評価するのか(評価方法)の各設問への回答状況から、各 館共通ではなく、独自の手法で行っているように見える。

(6) 除籍方針の全国的な明文化とその公開の状況 (第2章-4)

除籍に関する方針を明文化している都道府県立図書館は 46.8% (22 館、うち公開は 4 館)、市区町村立図書館は 46.3% (614 館、うち公開は 254 館)である。図 4.5 と図 4.6 は、それぞれ都道府県別の回答館全体 (n=1,326)に対する市区町村立図書館の全国的な明文化率と公開率を表したものである。明文化率が高い都道府県は全国的に分散しているのに対し、公開率が高い都道府県は東日本の太平洋側に集中しているように見える。その一方で、公開をしていない都道府県も存在する。除籍対象資料の優先順序は、保存を期待される都道府県立図書館と保存の義務がないとされる市

区町村立図書館で異なるようだ。汚破損、所在不明・亡失、未返却・未回収については共通だが、 市区町村立図書館の除籍理由としている新版・改定版が発行された図書、内容の陳腐化が著しい図 書であるが、都道府県立図書館は利用頻度の低い図書であっても、なるべく保存しようと努めてい ることが分かる。



都道府県別除籍方針公開率

図 4.5 都道府県別除籍方針明文化率

図 4.6 都道府県別除籍方針公開率

(7) 保存方針の全国的な明文化とその公開の状況 (第2章-5)

保存方針について都道府県立図書館の明文化ありは36.2% (17 館、うち公開8 館)、一方市区町村立図書館では明文化あり19.2% (254 館、うち公開は111 館) である。図4.7と図4.8 は、それぞれ都道府県別の回答館全体(n=1,326)に対する市区町村立図書館の全国的な明文化率と公開率を表したものである。明文化率が高い都道府県は全国に分散しているが、公開率が高い県は関東に集中している傾向が見られる。その一方で、公開が全くない県も多い。

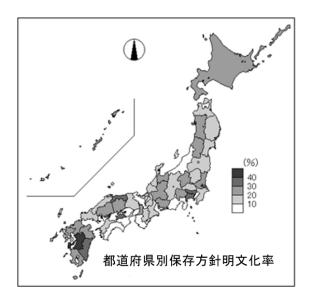


図 4.7 都道府県別保存方針明文化率

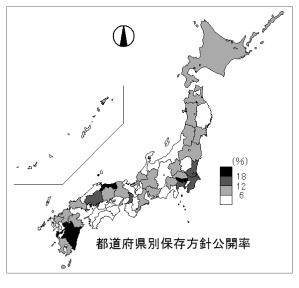


図 4.8 都道府県別保存方針公開率

保存については、方針や基準が明文化されていなくとも、消耗品的な雑誌と新聞を除いて永年保存を行う都道府県立図書館に対し、地域資料や貴重資料については永年保存を目指す市区町村立図書館と、日々弛まない努力の跡が想像される。しかしながら、敷地内書庫の収蔵能力については、既に限界を超えた館と5年以内に限界を迎える館を合計すると、都道府県立図書館は47館中25館(53.2%)、市区町村立図書館は1,326館中992館(74.9%)と、過半数を超えているので、図書館界全体の課題として認識しなくてはならない。

(8) 市区町村立図書館の選書と除籍の最終決定者について(図 4.9)

気になる回答があったため指摘しておきたい。市区町村立図書館の選書と除籍の最終決定を、教育委員会の長や図書館長が行っている傾向が見られるのだが、決裁の手続きを行わず、選書や除籍を行っている図書館が少なからず存在することが分かった。担当者の個別の判断で行われているとすれば資産管理の面から問題視せざるを得ない。

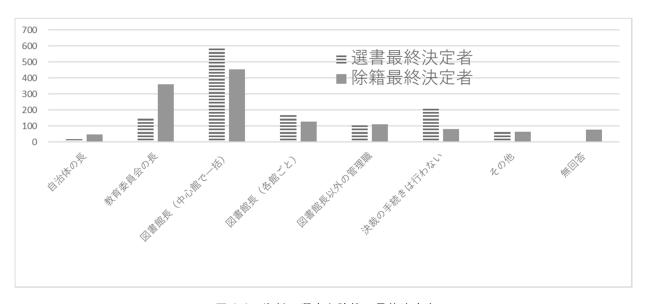


図 4.9 資料の選書と除籍の最終決定者

(9) 都道府県域での資料保存の取組 (第2章-6)

都道府県立図書館を中心とした共同保存の取組は、23 都道府県で確認された。うち 21 都道府県には協定・申合せが存在するようである。詳細は事例報告を見ていただくことにし、共同保存の実施に当たっての課題、障害の回答として挙がったのは、「保存場所の確保」であった。これは先述した敷地内書庫の収蔵能力の限界とも併せて、図書館界全体の課題として認識する必要がある。

(10) 自由意見について

問 55 において、蔵書構成・管理に関しての意見を自由記述で求めている。回答のあった市区町村立図書館の記述文章について、自然言語で分割(形態素解析)を行い、助詞を排除した結果(頻出単語)を集計したのが次の表 4.3 である。塗色したのは気になる単語である。

自由記述を一読して感じたのは、資料収集以上に、資料保存への関心の高さである。10年以上前までならばどのように資料を収集し、どのような資料を収集するのか、という悩みを表明する意見が多かったのではないかと考えられるが、そうではなくなっている。これは頻出単語にもはっきり

と現れ、所蔵スペース(書庫、施設)の不足から、保存と除籍が共通の悩みとなっており、限界に達する前に(都道府県立図書館を中心とした)地域における共同保存・分担体制の確立が求められている、とも読み取ることができる。

表 4.3 市区町村立図書館の回答結果における頻出単語

順位	単語	頻度	順位	単語	頻度
1	図書館	126	22	状況	17
2	資料	99	22	選書	17
3	保存	64	24	購入	16
4	蔵書	52	25	県立	15
5	除籍	30	25	考え	15
5	図書	30	27	可能	14
7	利用	29	27	限界	14
8	必要	27	27	今後	14
9	構成	25	27	年	14
9	収集	25	27	予算	14
11	スペース	24	32	確保	13
12	管理	22	32	収蔵	13
12	書庫	22	32	地域	13
14	基準	19	32	当館	13
14	職員	19	32	能力	13
16	調査	19	32	分担	13
17	館	18	32	本	13
17	思い	18	39	架	12
17	施設	18	39	公共	12
17	情報	18	39	市町村	12
17	評価	18	39	自治体	12

順位	単語	頻度
39	問	12
39	問題	12
39	立	12
46	課題	11
46	多く	11
46	中	11
49	感じ	10
49	参考	10
49	所蔵	10
49	書	10
49	町	10
49	都道府県	10
49	廃棄	10
49	閉	10
57	現在	9
57	現状	9
57	考える	9
57	行う	9
57	専門	9
57	難しい	9
57	判断	9
57	方針	9

3 全公図 2018 調査と先行調査の比較

最後の提言、および今後の継続調査、比較研究のために、全公図 2018 調査において、参考にした全国的な既存調査について言及する。但し全国調査自体が少ないため範囲を都道府県立図書館と政令指定都市図書館を対象とした調査、Web に限定した調査も含め言及する。

(1) 資料収集方針の明文化と公開に関する調査

過去行われた資料収集方針を設問項目とする全国調査は、日本図書館協会図書館の自由委員会 (現:図書館の自由委員会)が行った1988年、1995年及び2011年の「図書館の自由に関する全国 アンケート」(「JLA1988調査」、「JLA1995調査」、「JLA2011調査」とする)、及び文部科学省からの 委託を受け図書館流通センターが2016年に実施した『「公立図書館の実態に関する調査研究」報告 書』(「TRC2016調査」とする)がある。調査手法は、すべて質問紙調査である。調査結果における資 料収集方針と公開をまとめたのが表4.4、4.5である。なお、本調査では、「明文化」という言葉を 使用したが、過去の調査では「成文化」が使用されている。また、「公開」の意味は、館内での自由 閲覧、図書館サイトへの掲載、要求に応じた提供、等が含まれている。

ア JLA1988 年調査

日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編「資料収集方針に関するアンケート」 『収集方針と図書館の自由』日本図書館協会,1989, p. 171-182.

調査対象: 都道府県立図書館と神奈川県内市町村図書館

調查手法: 質問紙調查調查期間:1988年6月

結果:都道府県立図書館47館のうち回答は44館、うち収集方針を明文化しているのは、37館

である。*結果の表を見ると、回答43館、明文化36館となっている。

	1					
	JLA1988調査		全公図2018調査			
時期	都道府県	神奈川	都道府県	県立	神奈川	
	図書館	市町村	収集方針	選定基準	市町村	
1955年以前	1					
1956~1960	0		1			
1961~1965	1					
1966~1970	2					
1971~1975	12		2	1		
1976~1980	9		3	2		
1981~1985	6	5	1		2	
1985年以降	5	4	33	31	17	
不明			7	13	10	
計	36	9	47	47	29	

表 4.4 JLA1988 調査と全公図 2018 調査結果の比較

コメント: JLA1988 調査では、1980 年までに明文化したと回答した都道府県立図書館は 25 館であるが、全公図 2018 調査では6館となっており、明文化したと回答した図書館数に齟齬が現れている。調査からかなり時間が経過しているため、言語化されていない策定計画、ガイドラインも含めて回答していたのかもしれない。

イ ①JLA1995 調査、②JLA2011 調査、③TRC2016 調査

①JLA 図書館の自由に関する調査委員会

「図書館の自由に関する全国アンケート(1995 年 7・8 月)結果と概要について(その 1)」 『図書館雑誌』v. 91, no. 4, 1997, p. 264-265.

- ②JLA 図書館の自由委員会「「図書館の自由に関する全国公立図書館調査 2011 年」の結果概要」 『図書館雑誌』v. 106, no. 11, 2012, p. 796-799.
- ③『「公立図書館の実態に関する調査研究」報告書』図書館流通センター,2016,1冊. *文部科学省委託研究,平成27年度「生涯学習施策に関する調査研究」

調査対象: 全国の公立図書館(調査単位は表 4.5 を参照のこと)

調査手法: ①質問紙調査、②質問書を郵送、メール、ファクス、郵送で回収、

③インターネットを利用した質問紙調査

調査期間: ①1995年7~8月、②2011年11月18日~12月20日、

③2016年1月8日~31日

表 4.5 全国調査における資料収集方針の明文化と公開状況

調査名	調査年	調査単位	①調査対 象件数	回答数	②明文化	明文化率 ②/①	③内公開	公開率 ③/②	調査に対する留意点
JLA1995調査	1995年	個別館	1,913	965	466	24.4%	150	32.2%	分館および同一館長の館を除く
JLA2011調査	2011年	自治体	1,344	945	741	55.1%	470	63.4%	中央館または中心館が回答
TRC2016調査	2016年	自治体+個別館	2,456	2,225	1,777	72.4%	1,124	63.3%	市区町村立図書館のみ、個別館回答
全公図2018調査	2018年	自治体	1,379	1,373	996	72.2%	500	50.2%	中央館または中心館が回答
		市区町村のみ	1,332	1,326	949	71.2%	468	49.3%	都道府県立図書館は除く
		個別館に変換	3,277	3,247	2,678	81.7%	1,699	63.4%	自治体運営図書館数で算出

コメント: 各調査における調査単位が異なること、また公開についての意味が異なるため、単純に比較はできないが、明文化率は JLA1995 と比較して3倍以上となり、公開率も算出方法次第では2倍に伸びている。しかしながら、JLA2011 調査と比較して、全公図2018 調査では、公開自治体は30しか増えていない。

(2) 選書基準、除籍方針、保存方針、寄贈資料受入規程に関する調査

(1)の JLA2011 調査において、選書基準、除籍方針、保存方針についての設問があるが、複雑な回答集計が行われているため、比較表を作ることができなかった。

(3) 市区町村立図書館の運営形態と収集方針策定の関係

『「公立図書館の実態に関する調査研究」報告書』図書館流通センター,2016,1冊

*文部科学省委託研究,平成27年度「生涯学習施策に関する調査研究」

調査対象:地方公共団体 1,315 自治体(図書館数は3,173館)

調査手法:インターネットを利用した質問紙調査

調査期間:2016年1月8日~31日

結論:収集方針未策定の割合は直営館が相対的に高く、また一部委託館と指定管理館で明文化 (同調査では「策定」)している割合が高い結果から、「契約の際に業務の内容や範囲を定 義するため必要であるからだろう」、と促進要因を指摘している。

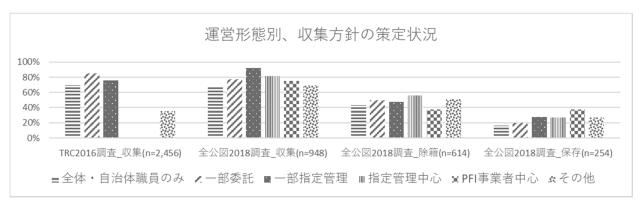


図 4.10 運営形態別、収集方針の明文化状況

コメント:全公図 2018 調査でも、一部委託、一部指定管理、指定管理、PFI 事業者中心の図書館の方が、直営(全体・自治体職員のみ)より策定割合が高い傾向が出た。収集だけでなく、除籍、保存についても同様の傾向であった。(第2章 p. 34, p. 53 参照)



図 4.11 団体種類別、収集方針の明文化状況

コメント:収集方針の策定率については、特別区、市、町村はほぼ同じ結果となったが、政令 指定都市のみ異なる結果となった。調査単位が、TRC2016 調査は各図書館、全公図 2018 調査は自治体だからであろうか。特別区と政令指定都市の方が、市と町村と比較して、 除籍と保存の各方針の策定率は高い、という結果が出ている。

(4) 収集方針におけるマンガの取扱について

川瀬綾子「図書館界の言説を焦点とした公立図書館における収集方針とマンガの取扱に関する考察: 都道府県立・政令指定都市立図書館を中心に」『情報学』9巻2号(2012) p. 1-15.

調査対象:都道府県立図書館47館と政令指定都市図書館19館

調査手法:図書館サイト閲覧による収集方針の確認と漫画の取扱の有無

調査期間:2012年8月14日~16日

表 4.6 マンガの取扱についての比較結果

				,							
川瀬					全公図2	2018調査					
調査」	収集方針Wel	b 図書館HP	マンガに	図書館種	調査	収集方針/	マニュアル類	選択して	厳選して	収集	無回答
対象 -	サイト公開	内にあるか	対する記載	凶音時性	対象	選定基準記載	への記載	収集	収集	しない	一四四無
47	30	29	13	都道府県立	47	33	6	4	8	11	14
19	11	9	7	政令指定都市	20	17	2	6	7	2	5

*論文では集計が行われてなかったため、筆者が○ (記載あり) と△ (別に記載あり) のみ集計した。 また、調査実施時期には、熊本県はまだ政令指定都市ではなかった。

コメント: ウェブサイトの調査だけでは正確な数字が把握できないことが分かる。網羅的収集、 積極的収集を行う自治体はないが、選択、厳選する自治体が存在する一方で、収集し ない方針を打ち出す自治体も存在する。

(5) 新書の選択について

大場博幸「所蔵における優先序列:市町村立図書館における新書の選択」

『常葉学園短期大学紀要』40号(2009) p. 21-35.

調査対象:全国 256 自治体の市町村立図書館(標本調査)

調査手法: 2004 年 4 ~ 6 月発行新書 234 タイトルの所蔵冊数の調査。所蔵冊数を従属変数とし、小売店書店発行売上序列、新聞や雑誌掲載書評数、選定図書目録掲載有無など、

需要や質的評価を表現する指標を利用して分析を行った。

調査期間:2005年2月

結果:新書の選書は、第一に認知されたベストセラーが優先され、これ以外のタイトルでは、 需要の多寡と属するシリーズのそれぞれが所蔵冊数に反映されていた。

表 4.7 大場調査と全公図 2018 調査の結果

表 4.8 文庫本の全点購入状況

	大場調査	全公図2018調査「一括見計らい購力	」自治体数	文庫レーベル(県立抜き)	自治体数
1	岩波ジュニア新書	岩波新書(赤版等)	335	岩波文庫	168
2	岩波新書	中公新書	151	岩波現代文庫	14
3	中公新書	岩波ジュニア新書	138		
4	講談社現代新書	講談社現代新書	92	岩波少年文庫	14
5	新潮新書	講談社ブルーバックス	69	岩波書店その他の文庫	3
6	講談社ブルーバックス	ちくまプリマー新書	35	講談社学術文庫	42
7	文春新書	ちくま新書	28	講談社文庫	18
8	中公新書ラクレ	文春新書	13		10
9	平凡社新書	新潮新書	12	講談社文芸文庫	/
10	岩波アクティブ新書	集英社新書	6	講談社その他の文庫	1
11	ちくま新書	朝日新書	4	平凡社東洋文庫	39
12	講談社 + α 新書	角川新書、角川その他	3	光文社古典新訳文庫	22
13	日経文庫	幻冬舎新書	3		
14	集英社新書	平凡社新書	3	光文社その他の文庫	2
15	NHK生活人新書	PHP新書	2	新潮文庫	21
16	PHP新書	中公クラシックス	2	角川文庫+角川系文庫	19
17	光文社新書	PHPビジネス新書	1	ハヤカワ文庫+早川書房系文庫	12
18	PHPエル新書	講談社α新書	1	ちくま文庫+筑摩書房系文庫	10
19	河出夢新書	青春新書	1		
20	洋泉社新書 γ	有斐閣新書	1	集英社+集英社系文庫	9
21		中公新書ラクレ	1	文春文庫	7

コメント:同調査が標本調査のため単純に比較はできない。本調査では、市区町村立自治体で、

一括見計らい購入(全点購入、アプローバルプラン)で購入している新書の調査を行った。大場の調査分析によれば、「需要の多寡と属するシリーズのそれぞれが所蔵冊数に反映されていた」としたが、本調査でも同じような結果が得られた。一括購入される新書とタイトルで買い足される新書と、大きく二極化していると考えられる。

なお、全公図 2018 調査では、文庫本の全点購入状況の調査も行っている。岩波文庫 の全点購入が目立つが、講談社学術文庫や平凡社東洋文庫等、学術的な内容の文庫が 対象となっている。

(6) 電子書籍貸出サービスの導入状況

植村八潮、野口武悟『電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告 2018』 電子出版制作・流通協議会 2018 1 冊

調査対象:全国の公共図書館の中央館1,374件のうち1,005件

調査手法:メール及びWeb・郵送による質問紙調査

調査期間:2018年7月~8月

結果:1,005件のうち509件から回答があり、回収率は50.6%である。

コメント:電子図書館システム別の導入実績は、回収率の違いはあるが、ほぼ同じ、むしろそ

れ以上に正確な結果が得られた、と考えられる(表 4.9)。

表 4.9 電子図書館システム別の導入状況

電子図書館システム名	日本での提供元	電流協2018調査	全公図2018調査
TRC-DL	図書館流通センター	21	63
TRC-DL [L]		22	
LibrariE&TRC-DL		5	6
LibrariE&TRC-DL [L]		15	
Librarie	日本電子図書館サービス(JDLS)		1
OverDrive Japan	メディアドゥ (楽天グループ)	12	9
EBSCO eBooks(旧NetLibrary)	EBSCO	3	2
GPRIMEforSaaS	日本電気(NEC)		2
KinoDen	紀伊國屋書店	1	2
Looks21	日立製作所		1
Livebook	デジタルマックス?		1
ジャパンナレッジ Lib	ネットアドバンス (小学館グループ)		1
経葉デジタルライブラリ	寿限無	1	1
法情報総合データベース	第一法規		1
SONY Reader	ソニー		1
Amazon Kindle	アマゾン		1
いーぶっく すぽっと	ヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体	1	1
青空文庫			1
EPUB形式のデータをダウンロードして利用			1
	計	81	95

(7) 選書ツールの利用

木下朋美「公共図書館の選書業務の実態からみた選書ツールの位置づけ:図書館員へのインタビュー調査を手がかりに」『Library and Information Science』78号 2017 p. 1-26

調査対象:関東地方の X 県にある市立図書館の中央館 4 館と町立図書館 2 館

調査手法:半構造化インタビュー

調査期間: 2010年11月19日~11月30日

結論:図書館の規模の大小に関わらず、公共図書館は新刊カタログを最も重要視して選書業務を行なっていることが明らかになったが、どの図書館においても新刊カタログ以外のツールを補助的に使用して多角的な視点から情報を集めて選書に取り組んでいることも明らかになった。

コメント:全国調査ではないが、設問作成に参考にした調査である。司書課程の教科書である 『図書館情報資源概論』(旧:『図書館資料論』)では、資料選択の際に、複数の選書ツ ールを組み合わせて行うことを推奨していることが多く、それをインタビュー調査で 証明した研究である。全公図 2018 調査 (表 4.10)では、選書ツールの利用の優先順 位を尋ねることにより、それを質問紙調査で再テストした、といえる。

表 4.10 選書方法の優先順序(全公図 2018 調査)

1番目の選書方法

購入資料選定の方法(1番目に多い方法)

設問	選択肢	館数
1	見計らいによる現物選書	152
2	選定ツールによる選定・発注	1,095
3	店頭にて選定	8
4	その他	43
-	無回答	28
総計		1,326

購入資料選定の方法(2番目に多い方法)

設問	選択肢	館数
1	見計らいによる現物選書	701
2	選定ツールによる選定・発注	134
3	店頭にて選定	75
4	その他	96
-	無回答	320
総計		1,326

2番目の選書方法

1番目に多い方法が「見計らいによる現物選書」

設問	選択肢	館数(n=152)
2	選定ツールによる選定・発注	127
3	店頭にて選定	2
4	その他	8
-	無回答	15
総計		152

1番目に多い方法が「選定ツールによる選定・発注」

設問	選択肢	館数(n=1,095)		
1	見計らいによる現物選書	685		
2	選定ツールによる選定・発注	2		
3	店頭にて選定	68		
4	その他	82		
-	無回答	258		
総計		1,095		

1番目に多い方法が「店頭にて選定」

設問	選択肢	館数(n=8)	
1	見計らいによる現物選書		4
2	選定ツールによる選定・発注		1
-	無回答		3
総計			8

1番目に多い方法が「その他」

設問	選択肢	館数(n=43)	
1	見計らいによる現物選書	12	
2	選定ツールによる選定・発注	4	
3	店頭にて選定	5	
4	その他	6	
-	無回答	16	
総計		43	

1番目に多い方法が「無回答」

		選択肢	館数(n=28)		
-	無回答		28		
総計			28		

- 115 -

以下は、全公図 2018 調査結果が終了してから、先行研究の存在に気付いたため、設問を同一にする ことができなかった。

(8) 資料保存に関する方針の公開状況

安形麻理「公共図書館の資料保存に関する方針の公開状況:都道府県立図書館および政令指定都 市、東京都の市区町村の図書館のウェブサイト調査より」

『東京大学経済学部資料室年報』 7号 (2017) p. 42-46.

調査対象:都道府県立図書館、政令指定都市中央館、東京都の区市町村立図書館

調査手法:図書館サイトの閲覧により、①明文化された独立した方針、②計画、

③ガイドライン、④その他の4種類に分類した。

調査期間:2017年3月4日~22日

安形 全公図2018調査 調査対象 資料保存 独立した 他の方針 調査対象 明文化 うち 明文化 うち 図書館種 館数 のページ 方針 での言及 自治体 方針 公開 基準 公開 都道府県立図書館 22 2 58 2 1 47 17 8 13 政令指定都市中央図書館 20 3 20 0 1 8 10 4 8 0 1 7 東京・特別区中央館 23 0 23 12 9 17 東京・市部の中央館 4 3 34 0 0 34 5 3 10 計 135 2 2 30 124 42 28 50 16

表 4.11 資料保存に関する方針の調査結果の比較

コメント:安形調査と全公図 2018 調査の対象と分類が異なるため、単純な比較はできない。表 4.11 で比較できるのは、独立した[文書としての資料保存]方針と他の[運営や資料収集の中の]方針での言及であろうか。安形によれば、資料保存についての情報を提供するウェブページは、埼玉県立図書館と東京都立中央図書館の2館で確認でき、独立した資料保存方針をもち、ウェブサイトに掲載しているのは東京都立中央図書館と堺市立中央図書館の2館のみであった、という。そうであるならば、本調査で回答されている資料保存方針は、資料収集方針の中の一つの項目なのだと考えられる。

(9) 雑誌の収集・保存について

佐藤容子「日本の公共図書館における雑誌の収集・保存・予算」

『図書館情報メディア研究』10巻2号 (2012) p. 51-67.

調査対象: 2008 年に 71 都道府県立・政令指定都市立図書館、2009 年に 533 市区町村立図書館

調査手法:質問紙調査

調査期間: 2008 年 10 月 22 日~12 月 31 日、2009 年 11 月 17 日~2010 年 4 月 30 日

結論:(1)図書よりも雑誌が軽視される傾向が図書館の現場に存在していること、(2)雑誌への評価が高い館の方が収集や保存の取組を行っていること、(3)県立図書館、政令指定都市立図書館のような大規模図書館の方が、収集タイトル数や保存スペースなどの資源が多く、雑誌の重要性を評価する傾向にあるが、取組に関しては、必ずしも小規模図書館と大きな差があるとは言えないこと、が明らかになった。

コメント:報告書作成まで、佐藤の調査に気付かなかったため、調査項目を合わすことが出来なかった。似た設問として雑誌の収集タイトルを挙げ、その結果を表 4.12 に示す。全公図 2018 調査の雑誌の収集タイトル数の設問の趣旨は、雑誌数 (種別)を尋ねているが、蔵書数の中で尋ねたため、回答者を困惑させてしまった。そのため、回答に誌数と冊数が混在し、単純に比較することができなかった。

雑誌・新聞については、全国公共図書館協議会では、改めて独立した調査として行う必要があるだろう。

表 4.12 雑誌の収集タイトル数

佐藤調査

全公図調査2018

	平均値	中央値	最小値	最大値		平均值	中央値	最小値	最大値
県立	392.2	321	97	1241	県立	3900.0	2,072.50	110	29,910
政令	605.2	422.5	150	2,993	政令	978.9	487	144	4,680
市区立	134.5	108	2	891	市区立	297.1	113	6	77,344
町村立	67.4	53	2	251	町村立	128.4	51	1	7,489
全体	148.5	96	2	2,993	全体	364.9	89	1	77,344

4 提言

『図書館の自由に関する宣言』(以下、「自由宣言」)の1979年副文改訂により、収集方針の成文化 や公開の奨励が盛り込まれた。今回の調査においては、全国の公立図書館における収集方針の明文化 率は7割を超え、既存調査と比較してその策定図書館は増加し、さらには書架・書庫の狭隘から除籍、 保存の各方針を明文化する図書館も増加する傾向が見られた。

以下では、本調査で分かったことを踏まえた上で、蔵書構成・管理が適切に行われる観点から、(1) 公立図書館全体に関わる提言、(2)都道府県立図書館への提言、(3)市区町村立図書館への提言、をそれぞれ行う。

(1) 公立図書館全体に関わる提言

ア 国家的な資料保存方針の策定の必要性

全国公共図書館協議会が1979年から1982年までに刊行した4冊の『図書館全国計画のための基礎資料集』を改めて読み返してみると、その時点で既に書架・書庫の狭隘化の進行が指摘されており、その対策として、各地で分担収集・保存の計画が策定されていた。資料保存の面が解決されなければ、これまで日本の公立図書館の利点とされてきたサービスの広がりを感じさせ資料の要求を積極的に喚起する拡張型志向の資料選択が、蔵書構成方針や選択基準を盾にした抑制志向型の資料選択となりかねないので早急に対策が必要である。

事例報告では、自由意見で多くの要望として挙がっていた都道府県立図書館を中心とする集中方式の共同保存例(愛知県図書館、滋賀県立図書館、京都府立図書館)が紹介されている。その一方で、47 のうち 24 都道府県で共同保存の取組がないとの回答があった。しかし、この集中方式の共同保存が唯一の選択肢でよいのか、別の選択肢はないのか、を検討する必要がある。また、近年の自然災害で図書館の蔵書が万単位で被災する事例も出てきており、書庫・書架の狭隘化とは新たな問題が現出している。

その対策として考えられるのは、物理的スペースを要しない電子図書館の併用であろう。国立国会図書館であっても全ての市販資料を所蔵しているわけではない。年代を区切って、例えば 1968 年までに出版され、かつ国立国会図書館かつ 47 都道府県立図書館が未所蔵の市販資料を、全国の市区町村立図書館から移管して集め、それを電子化して、国立国会図書館デジタルコレクションでデジタル配信するのはどうだろうか。電子化後の物理的保管スペースを用意する必要はあるが、定期的に年代を区切った移管しての電子化が行われれば、国家的に蔵書のバックアップが図れるものと考える。その上で、現在も行われている方法、ある年代(例えば著作権保護期間終了した資料)までを国立国会図書館、それ以降を都道府県立と市区町村立の協定などによる保存体制を併用あるいは構築することにより、市区町村立図書館が安心して、除架後、除籍・廃棄できる環境作りを行っていくことが望ましい。

イ 共通の蔵書評価方法の確立

7割前後の都道府県立図書館、市区町村立図書館が、蔵書評価を行ったことはなく、今後も行う 予定はない、との回答であった。これは簡便で効果的な手法がないのが原因ではないかと考えられ る。規模や背景が異なる図書館において、『公立図書館の任務と目標』のような「図書館システム整 備のための数値基準」による評価は馴染まないので、事例報告で行われている方法と「図書館パフ オーマンス指標 IS011620」で提示されている方法のよいところを取り入れていくこととし、予めウ ェブに用意されたフォームに業務統計から得られる数値を代入すると、即座に自動計算されるよう な仕組みが望ましい。

ウ 除籍・共同保存の予備調査法の確立

自由意見に「県内の図書館から所蔵がなくなることがないように調査をしてから除籍する」というものがあった。例えば NPO 法人共同保存図書館・多摩では、未来のために「最後の一冊」を確実に残しておくことが実践されている。つまり緩やかなルールとして、(都道府県立図書館以外で、数館の所蔵となっている資料については除籍を控える) = (数館の所蔵になるまでは早い者勝ちの除籍を許容する)、としておけば、うっかり除籍はなくなり、同一本が都道府県内である程度の冊数が維持されることに繋がる。そのためには、現在、除籍しようとしている資料を他の図書館が所蔵しているのか否かを即座に調べる仕組みが必要である。各地で運用されている「ISBN 総合目録」が思い浮かぶが、これは1冊ずつ調べる仕組みであるため、大量の除籍候補の資料について他機関の所蔵の有無を調べたいニーズに合致していない。

ISBN 総合目録を改修し、大量の ISBN のリストを投入すると、ISBN10 桁から 13 桁に自動変換され、即座に ISBN 別に他の図書館の所蔵館数を返すシステムとしたい。 ISBN がない図書は調べることができないこと、また出版社によっては、同一 ISBN でありながら版次による内容変更、他の図書への ISBN の使い回しを行う例も見られるため、JAPAN/MARC、TRCMARC、OPL-MARC、NS-MARC、の各 MARC No. の変換表を整備し、MARC No. からも調べられるようにしておくべきだろう。

(2) 都道府県立図書館への提言

ア 方針未策定市区町村立図書館への支援

市区立図書館と比較して、町村立図書館の収集、除籍、保存の各方針の策定が遅れていることが分かった。自由意見においても策定の支援を望む意見が多数見られた。未策定図書館に対し、図書

館の自由に関する宣言、それに関する他自治体の事例を紹介しながら、利用者ニーズに合致した盛 り込むべき内容を支援したい。

イ 共同保存の検討委員会の組織

先述したように 47 都道府県のうち 24 都道府県で、県域での資料保存の取組がないとの回答があった。恐らく館長会議や県域の市区町村立図書館から代表者を出した検討委員会等で共同保存は議論で俎上に載りはするが、都道府県立図書館であっても予算が潤沢であるとは限らないので、予算的、場所的な問題により、進展が難しいのであろう。また地域によって、人口規模、図書館の規模など置かれている状況に違いがあるため、一概に何が理想とは言い難い。都道府県立図書館が書庫を用意する集中方式の共同保存を目指しながらも、実現するまでには、事例研究にある共同保存のルールを整備し分散型で行う共同保存を検討することも必要であろう。

ウ 蔵書構成・管理の研修会の実施

資料の収集に関する図書館内での研修は、都道府県立図書館では約8割、市区町村立図書館では 9割近くが実施していない結果が出ている。蔵書構成・管理の中の資源共有の考えだけは、自己研 鑽や努力だけでは解決できない課題もあるため、日本図書館協会の「中堅職員ステップアップ研修」 程度の内容に加え、共同保存の理念なども盛り込みたいところである。研修会に参加した者が先述 した共同保存の検討委員会となって議論を進めるとともに、共同保存のシミュレーションを行うこ とが望ましい。

(3) 市区町村立図書館への提言

ア 方針の策定

市区立図書館と比較して、町村立図書館の策定状況が低いことが確認されたので、早急に策定を検討されたい。『図書館の自由に関する宣言』(1979 改訂)を改めて確認すると、「自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う」ことと、「成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる」ことが書かれている。

日本図書館協会の図書館自由委員会は、全国各地で発生した図書館の自由の原則に関わる諸問題の事例集を発行している(例えば、『図書館の自由に関する全国公立図書館調査 2011 年 付・図書館の自由に関する事例 2005~2011 年』)。事例集を見ると、問題発生が都市部に集中しているわけでもなく、また自治体の規模に限定されるわけでもなく、どの自治体にも起こり得ることを示している。

イ 都道府県域にある市区町村立図書館を一つの図書館である認識を持ちたい

各市区町村立図書館は、それぞれの市民・住民のニーズに合致する選書を行って、蔵書の拡張的発展を行うのが理想であると考えられるため、それぞれの事情が異なる図書館を協定・申合せ等により分担収集を強制すべきでないと考えられる。その一方で、市区町村立図書館には保存の義務はないと言われることもある。しかしながら、形成された蔵書については、都道府県域の共有の財産として末永く、利用することができるよう、各都道府県内で所蔵冊数の少ない蔵書については原則保持する認識を持つべきだと考える。

くお詫び>

第2章でクロス集計による分析対象とした「竣工年」の項目であるが、本来であれば、一部の分析については「図書館創設年」の項目を利用する予定であった。図書館の誕生・成立からの期間の長短が、各種方針・基準の明文化に影響を与えるか否かの分析を意図したが、使用する項目を見誤った。全国調整委員からの指摘により、分析項目の誤りに気付いたが、時既に遅く、差し替えが不可能な段階であったため、修正できなかった。

明らかに助言者自身の指示と確認の手落ちであるため、この場を借りてお詫びしたい。